

介護保険制度における 通所介護サービスについて

～デイの屋外におけるサービスの考え方～

R5.10.31 高知市介護保険課事業係

☆この研修の目的

考え方を共有



利用者への適切なサービス提供



テイクアウトの屋外でのサービス提供について

- 1 背景・理由
- 2 考え方の共有
- 3 手続きなど

1 背景・理由

○先日の高知新聞の記事
→「買い物リハビリができるデイ」

デイサービスで
買い物ができるのか



買い物ができるなら
ぜひ利用したい!

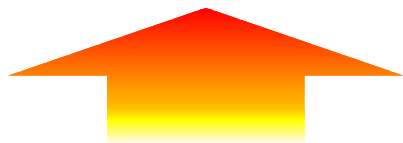
市への問い合わせ多数



1 背景・理由

約10年前

屋外でのサービス
提供を前提とした
事業所



【定義】

**デイサービスセンターの中で
機能訓練等のサービスを提供
するもの**

☆屋外実施の場合，個別の確認項目を義務づけ



2 考え方の共有

市民

介助付き＋移動費用も
抑えられるので
このデイを利用したい

事業者

利用者の要望に
応えたい

- デイは「買い物ができる」という前提のサービスとして定義されていない
- 『買い物自体を目的』としたデイは制度上認められない

2 考え方の共有

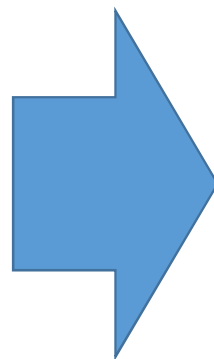
〈事業者〉

個別の必要性を

見極めた上で

「買い物ハビリ」

を提供したい



〈市民〉

「介護保険で
買い物ができる」

という認識

変わらない



2 考え方の共有

介護保険法の目的は
「国民の保険医療の向上及び福祉の増進」

そのために…

□「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する」

□「多様な事業者又は施設から

総合的かつ効率的に提供されるよう配慮」

□「可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ
自立した日常生活を営むことができるよう配慮」

2 考え方の共有

- ① 利用者の居宅での
健康で幸せに長生きできる姿
の実現



- ② どの支援・サービスを
どう組み込んでいくのか
検討



- ③ 最後にサービス内容が
決まるもの



2 考え方の共有

サービス種別ごとの定義

【訪問介護】

利用者の居宅を訪問し、
身体介護等を提供する



【通所介護】

デイサービスセンター内で
機能訓練等を提供する



2 考え方の共有

◎サービス内容は最後に決まる

→最終的に屋外サービスや買い物リハビリが効果的と「個別に」判断されたものなら介護保険の対象

ケアマネ・本人・家族が理解し
納得していることが重要

☆このことはデイの中でのサービスや
他のすべてのサービス種類にも同じ
ことがいえる

3 手続きなど

「通所介護 屋外サービスの確認項目」

- サービスを受けてもらうこと自体を目的にしていないか
- 居宅における生活行為のうち、どの行為の維持向上につながるのか

まとめ

- 健康で幸せに長生きできる姿の実現のため、ケアマネのアセスメントにより、様々なサービスの中からその利用者に最も適したサービスが選択される
- 個別のアセスメントの結果、本来の定義にはない内容であっても、適切かつ効果的と判断された場合はそのサービスの提供が可能である